

# 調査票情報の二次的利用関連 ガイドラインの改正

---

総務省政策統括官（統計基準担当）室

# これまでの経緯・スケジュール

## 1 これまでの経緯

- 平成30年6月 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）の公布
- 平成30年10月 統計法施行規則の改正について統計委員会に諮問
- 平成30年12月 統計委員会から答申  
統計法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第346号）の公布
- 平成31年2月 統計法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第9号）の公布

## 2 今後のスケジュール（予定）

- 平成31年3月 統計データの二次的利用促進に関する研究会（持ち回り開催）
- 平成31年4月 調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件（仮称）を告示  
調査票情報の二次的利用関連ガイドラインの改正
  - 調査票情報の提供に関するガイドライン（仮称）
  - 委託による統計の作成等に係るガイドライン
  - 匿名データの作成・提供に係るガイドライン
- 平成31年5月 改正統計法の全部施行

# 調査票情報の二次的利用関連ガイドラインの改正（案）概要

## 1 調査票情報の提供に関するガイドライン(仮称)

- ・「統計法第33条の運用に関するガイドライン」及び「オンサイト利用に係る統計法第33条の運用に関するガイドライン（試行運用版）」を統合
- ・改正法第33条の2第1項に基づく調査票情報の利用要件、提供手続等を追加
- ・改正規則に規定されている事項ごとに、適正管理措置に係る個別の審査基準（考え方）を追加
- ・改正法及び改正規則に基づく調査票情報の提供状況等に関する公表手続の追加

## 2 委託による統計の作成等に係るガイドライン

- ・改正規則に基づく利用要件の拡大（高等学校等における利用、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づく重点分野における利用）に伴う手續等の変更・追加
- ・改正法及び改正規則に基づく委託による統計の作成等の実施状況等に関する公表手続の追加

## 3 匿名データの作成・提供に係るガイドライン

- ・改正規則に基づく利用要件の拡大（高等学校等における利用、官民データ活用推進基本法に基づく重点分野における利用）に伴う手續等の変更・追加
- ・利用者の利用形態に応じて提供する匿名データの複製1回の原則を緩和
- ・改正規則に規定されている事項ごとに、適正管理措置に係る個別の審査基準（考え方）を追加
- ・改正法及び改正規則に基づく匿名データの提供状況等に関する公表手続の追加

# 調査票情報の提供に関するガイドライン①

## 1 調査票情報の提供の条件

- 改正法第33条の2第1項に基づく調査票情報の提供条件である「相当の公益性を有する統計の作成等」(改正規則第19条)の要件又は例示をガイドラインで明記

利用要件（改正規則）		確認書類（判断要素）	利用者等の範囲
学術研究 〔第19条 第1項 第1号〕	(1) 大学等・公益法人が行う調査研究	・調査研究に調査票情報が必要であることを示す文書 ・公益事業であることを示す文書 ・当該機関の研究実績	申出者は大学等・公益法人 利用者は当該機関に所属する職員（利用者は必要最小限）
	(2) 教員等が行う調査研究	・当該機関の長の承認や倫理委員会の審議を経る等組織としての裏書 ・当該教員の学位や研究実績（査読付き論文等）を示す文書	大学等に所属する教員（教授、准教授、助教、講師及び助手）（利用者は必要最小限）
	(3) 大学等・公益法人が公募により補助する調査研究	・当該補助を示す文書の写し ・調査研究の概要に関する資料	申出者は補助を受けた者（利用者は必要最小限）
	(4) 特別な事由	・特別な事由を示す文書（例示としてポスドク等の研究者の場合、教員等に準じる旨記載）	必要最小限の者（ポスドク等の研究者を例示）
高等教育 〔第19条第1項第2号〕		・調査票情報が必要であることを示す文書（高等教育機関として承認されているもの） ・当該教育の概要に関する資料	申出者は高等教育機関又は当該機関に所属する教員（利用者は教員及び学生）

（注） 調査研究を第三者に委託する場合又は第三者と共同して行う場合、委託又は共同研究契約書等を追加

### 【確認事項】

- 上記要件又は例示の妥当性、非常勤・名誉職等の取扱い

# 調査票情報の提供に関するガイドライン②

## 2 調査票情報の適正管理措置

- 改正規則において、調査票情報の提供を受けた主体ごとに組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置及びその他管理措置を規定
- ガイドラインにおいて、適正管理措置に係る個別の審査基準（具体例）を追加

改正規則の概要（具体的措置内容の一部）		ガイドラインにおける具体例
組織的 管理措置	<ul style="list-style-type: none"><li>取り扱う者の権限及び責務並びに業務の明確化</li><li>調査票情報に係る管理簿の整備等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>管理簿（管理責任者、利用者の範囲、保管場所等）の様式を提示</li></ul>
人的 管理措置	<ul style="list-style-type: none"><li>欠格事由の確認</li><li>取り扱う者に対する必要な教育及び訓練</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>申出の際に確認・誓約</li><li>研究倫理教育の活用</li></ul>
物理的 管理措置	<ul style="list-style-type: none"><li>取り扱う区域の特定・立入制限</li><li>取り扱いに係る機器の盗難防止</li><li>復元不可能な手段による情報の削除・機器等の廃棄</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>入退室管理</li><li>施錠管理などの保安対策</li><li>専用ツールの活用、物理的な破壊等</li></ul>
技術的 管理措置	<ul style="list-style-type: none"><li>電子計算機等で情報処理することができる者を限定するための適切な措置</li><li>不正アクセス行為の防止等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>識別及び主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策</li><li>コンピュータウイルス対策</li></ul>
その他の 管理措置	<ul style="list-style-type: none"><li>委託する場合の必要な確認、監督</li><li>適正管理に関しての経験・能力の具備</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>適正管理や秘密保持に関する契約</li><li>データの取扱いに関する過去の実績</li></ul>

(注) オンサイト利用の場合、物理的管理措置及び技術的管理措置を確保

### 【確認事項】

- 調査票情報の提供を受ける者が法人等の場合の教育及び訓練の取扱い
- 調査票情報の提供を受ける者が個人の場合のデータの取扱いに関する経験・能力の取扱い

# 匿名データの作成・提供に係るガイドライン

## ◆ 匿名データの提供の条件

- 改正規則に基づき、追加された官民データ活用推進基本法により指定された重点分野に係る統計の作成等の利用要件等を追加（一部例示）  
【委託による統計の作成等に係るガイドラインも同様】

重点分野	想定される活用例
電子行政	研修機関等において匿名データを利用した講義、演習等を行い、統計人材を育成
インフラ・防災・減災等	住宅関連の匿名データを利用して、住宅や世帯、住宅耐震化の動向等を分析し、民間事業者の健全な事業活動に活用
観光	関連する匿名データを利用して、旅行者（訪日外国人を含む。）の消費行動等を分析し、観光事業者の健全な事業活動に活用

（注） 上記以外の重点分野：健康・医療・介護、金融、農林水産、ものづくり、移動

- 匿名データに係る管理簿の整備を前提として、匿名データの取扱いを緩和

（現行）

管理責任の明確化等の観点から、提供する匿名データ1ファイルにつき、利用者1人（1台の電子計算機）に限定し、複数回の複製を禁止



（改正案）

・匿名データに係る管理簿の整備を前提として、利用者の利用形態に応じた複数回複製を解禁  
・当該運用により利用者の手数料負担も軽減

## 【確認事項】

- 官民データ活用推進基本法に基づく重点分野に係る統計の作成等の留意点
- 匿名データの複製の取扱い

# 二次的利用関連ガイドライン（共通）

## ◆ 公表制度

- 改正法及び改正規則に基づき、新たに設けられた調査票情報の提供状況等に関する公表制度（法第33条第1項第1号の場合を除く。）の手続、公表事項等を追加
- 公表事項は、原則として総務省告示による依頼書及び報告書により申出者に記載を求める予定

【公表①】 提供をした後又は委託をすることとした後一月以内

公表事項（法令）	具体例（ガイドライン）
・提供を受けた者又は委託をした者の氏名又は名称	
・統計調査の名称、提供又は委託年月日、利用又は委託目的	
・提供を受けた者又は委託をした者（個人のみ）の職業、所属等の事項	→ 原則として所属及び職名（困難な場合、職業等）

【公表②】 作成した統計等の提出を受けた日又は統計の作成等を行った日から原則として三月以内

公表事項（法令）	具体例（ガイドライン）
・提出された若しくは作成した統計若しくは統計的研究の成果又はその概要	→ 原則として統計又は統計的研究の成果（論文も可） ただし、そのものの公表が困難な場合、概要でも可
・統計調査の年次、利用した調査票情報の地域の範囲等	→ 地域の範囲（全国、○○県、○○県○○市等）
・統計の作成の方法又は統計的研究の方法	→ 推計手法、分析手法等当該統計の作成等の再現に必要な情報
・学術雑誌等の名称及び掲載年月日	→ 代表的なものかつ一般に入手が可能であるもの

(注) 研究成果等の公表に当たっては、利用者の論文発表等の関係に留意

## 【確認事項】

- 提供を受けた者等の属性に関する事項の具体的な公表事項
- 公表に当たって留意すべき事項

# (参考) 二次的利用関連ガイドライン（共通）

## 公表の流れ(イメージ)

(調査票情報又は匿名データの提供)



(委託による統計の作成等の実施)

